

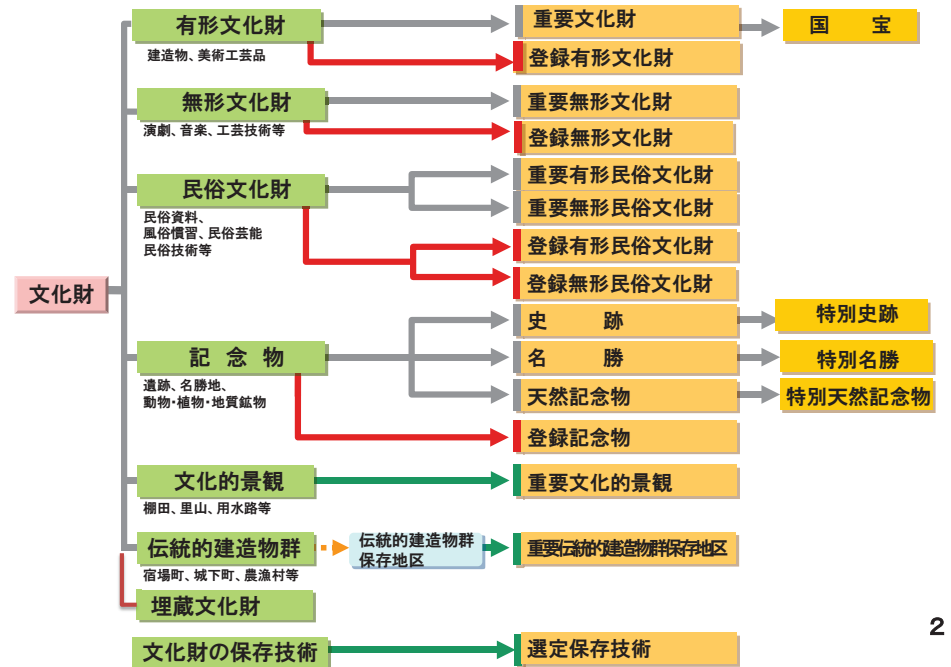
文化財活用の可能性 (追加資料)

山下信一郎 (文化庁)



1

●文化財保護法による文化財の体系



2

●有形文化財(建造物)



熊本城宇土櫓(熊本県)

興福寺五重塔(奈良県)

旧京都府庁本館(京都府)

旧碓氷峠鉄道施設(群馬県)

●記念物(遺跡・名勝地・動物植物地質鉱物)



遺跡(古墳と寺跡)

名勝地(庭園と海岸)

日本犬(柴犬)動物

宇和海の段畑と農漁村景観(愛媛県)

コウノトリ

●文化的景観



●伝統的建造物群



金沢市東山ひがし伝統的建造物群保存地区(石川県)

南砺市菅沼伝統的建造物群保存地区(富山県)

●有形文化財(美術工芸品)

絵画・彫刻・書跡・工芸・考古資料・歴史資料



高松塚古墳壁画と出土品

●無形文化財(演劇・音楽・工芸技術等)



『人が伝える伝統の技 重要無形文化財～その「わざ」を保持する人々～』(文化庁)より

●民俗文化財(衣食住・生業・信仰・年中行事等に関する風俗慣習・民俗芸能・民俗技術)



3

●各時代の遺跡(埋蔵文化財)の様相



特別史跡吉野ヶ里遺跡(佐賀県) 建物は復元

史跡森仁宮跡(山城国分寺跡)(京都府)

史跡中城城跡(沖縄県)



特別史跡一乗谷朝倉氏遺跡(福井県)

特別史跡江戸城跡(東京都)

史跡草津宿本陣(滋賀県) 江戸時代の建物が現存

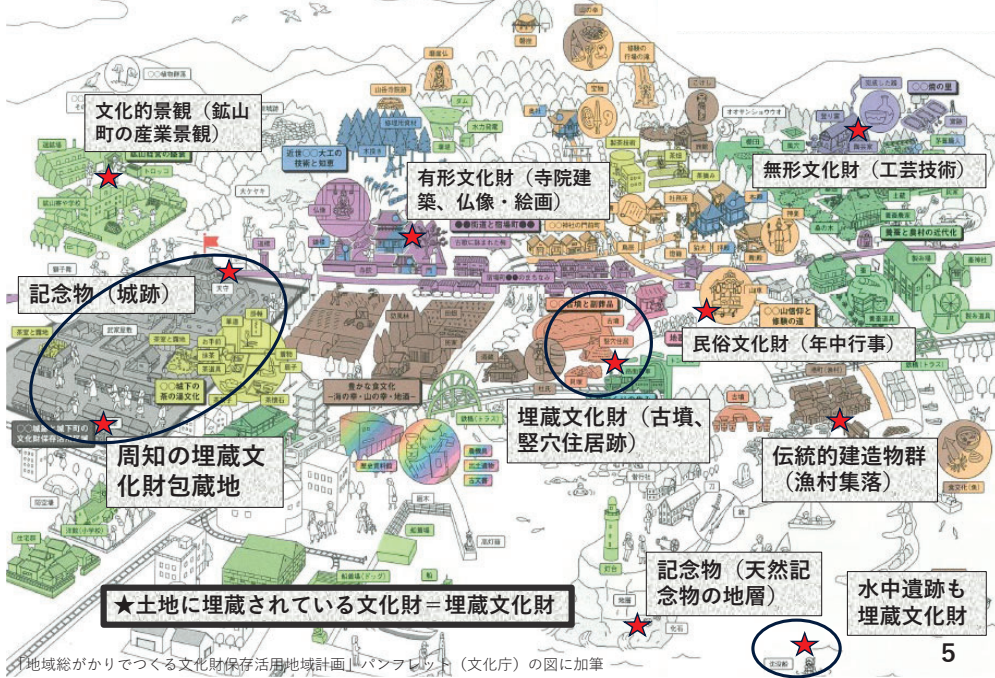


近代

史跡旧富岡製糸場(群馬県) 明治時代以降の建物が多数現存

4

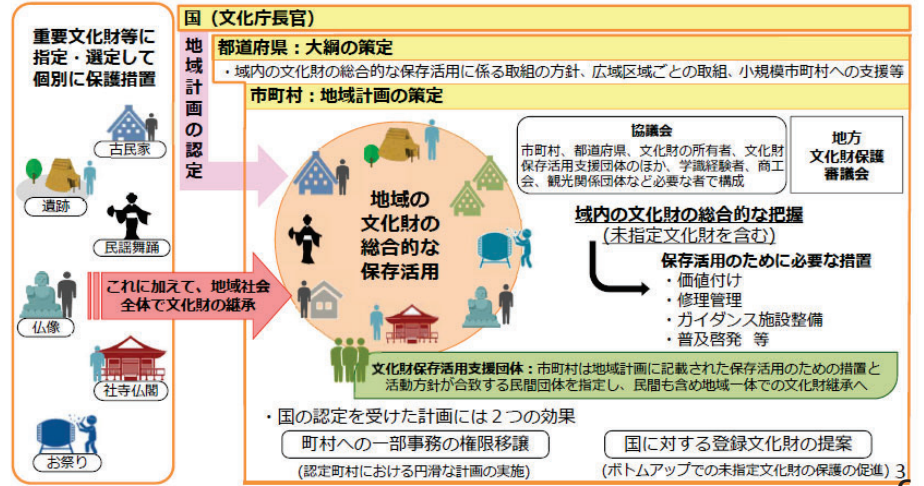
●地域社会には多種多様な文化財が遍く存在しています（イメージ図）



改正文化財保護法による新たなスキーム（イメージ）

過疎化・少子高齢化などを背景に、文化財の滅失や散逸等の防止が緊急の課題であり、未指定を含めた文化財をまちづくりの核とし、社会総がかりで、その継承に取り組んでいくことが必要。このため、地域における文化財の計画的な保存・活用の促進や、地方文化財保護行政の推進力の強化を図る。

地域における文化財の総合的な保存・活用



◆出土遺物の調査研究成果に基づき、古代遊戯を体感できるキットを開発（奈良市・奈良文化財研究所）



ナゾの記号がついた土器片（写真提供：奈良文化財研究所）



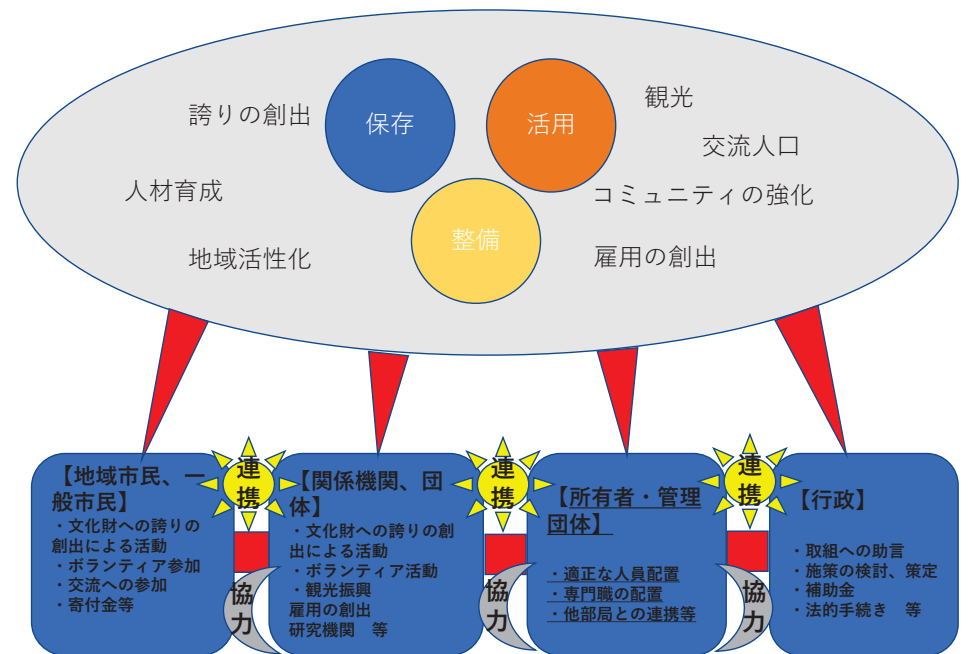
「かりうち」復元（写真提供：奈良文化財研究所）



「かりうち」キット（写真提供：奈良文化財研究所）



キットによる対戦試合（写真提供：奈良文化財研究所）



みんなで担おう 文化財保護